

岐南町建設工事低入札価格調査に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、岐南町の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事。）のうち、低入札価格調査制度を適用して競争入札に付する工事に関する取扱いを定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度は、予定価格5,000万円以上の建築一式工事、電気工事、管工事に適用することとする。

2 前項の規定にかかわらず、岐南町指名業者選定委員会が当該制度の適用を必要と認められた場合には低入札価格調査制度を適用できるものとする。

(制度の適用)

第3条 低入札価格調査制度を適用する場合は「低入札調査基準価格」（以下「基準価格」という。）を定めるものとする。

(基準価格)

第4条 基準価格は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準となる金額をいうものとする。

(1) 基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の97%、共通仮設費の額の90%、現場管理費の額の90%及び一般管理費の額の55%の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

(2) 前号の規定により得られた額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た金額とする。

(3) 町長が必要と認める特別な契約の場合は、第1号の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で町長の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(予定価格書への基準価格等の記載)

第5条 基準価格を定めた入札の予定価格書には、本基準に基づく基準価格及び基準比較価格（当該基準価格に110分の100を乗じて得た額）を記載するものとする。

(入札執行通知の記載)

第6条 基準価格を定めた入札の入札公告又は入札執行通知には、基準価格の定めがあることを明示し、入札金額によっては、入札保留がなされることを明示する。

(落札決定の保留)

第7条 基準価格を定めた入札において基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、地方自治法施行令第167条の10又は第167条の13の規定により落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査)

第8条 前条の場合において、当該事業担当部長は、次に掲げる調査事項により、基準価格を下回る入札を行った者から事情聴取を行うとともに、関係機関への照会をする等の調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
- (5) 手持ち資材状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持ち機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見直し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1) から (10) までの事情聴取した結果についての調査検討
- (12) (9) の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況 (取引金融機関、保証会社への照会)
- (14) 信用状況 (建築業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請け代金の支払い遅延状況等)
- (15) その他必要な事項

(低入札価格審査委員会)

第9条 基準価格を下回る入札が行われた場合は、低入札価格審査委員会 (以下「委員会」という。) を設置するものとする。

- 2 委員会の組織等は、岐南町指名業者選定委員会要領の第3条から第5条までの規定を準用する。
- 3 委員会は、前条に規定する調査に基づき当該内容に適合した履行が可能か審査する。
- 4 委員長は第3項の審査結果及び意見を速やかに町長に報告するものとする。

(落札者の決定等)

第10条 町長は、前条第4項の審査結果及び意見に基づき、当該契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を通知するものとする。

2 町長は、前条第4項の審査結果及び意見に基づき、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲以内の価格で入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定するものとする。この場合において、最低価格入札者に対して落札しない旨の通知を、次順位者に対して落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。なお、次順位者が基準価格を下回る入札であった場合には、同様の手続きによるものとする。

附 則

この要領は、平成25年5月24日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

この要領は、平成27年4月30日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

この要領は、令和元年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。